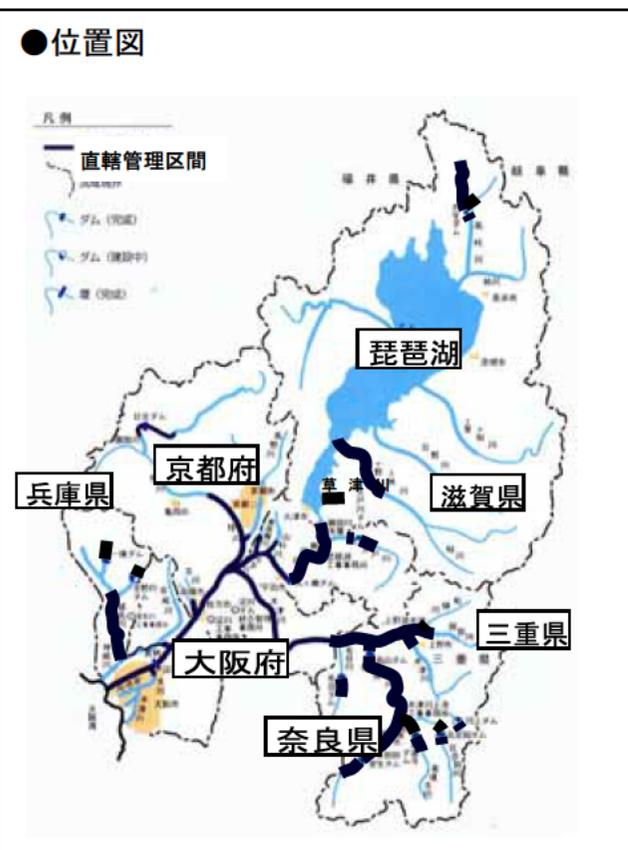


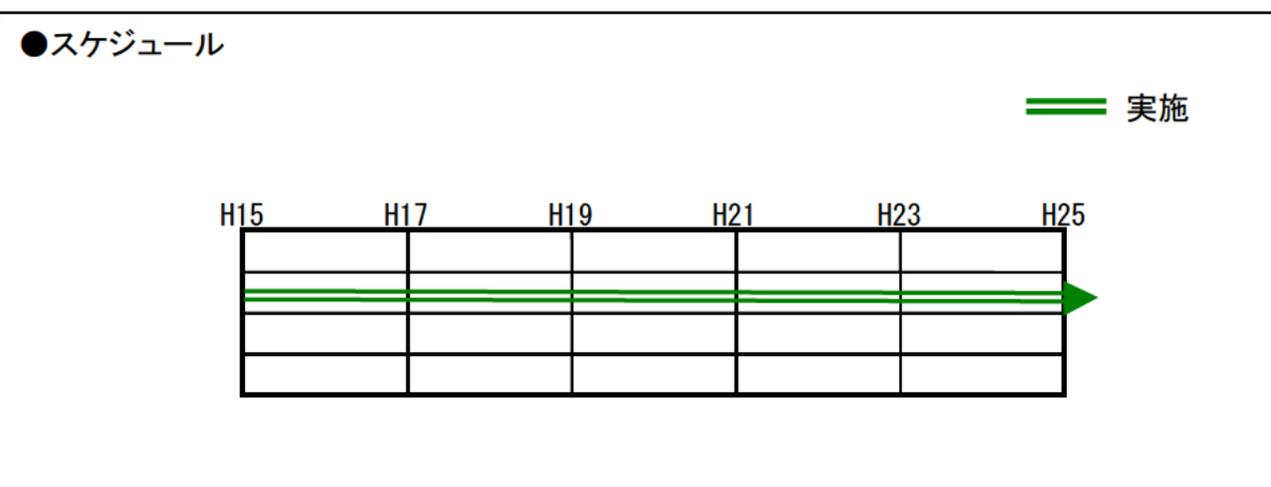
基礎案での記載箇所		章項目	5. 1. 2	ページ	p.58	行	37行目
事業名	自治体との連携		河川名				
府 県	流域2府4県	市町村	沿川市町村		地先	_____	

●調査検討の方針
 関係省庁、自治体等と連携は必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。

●具体的な調査検討内容
 ・河川整備計画に実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や水害に強い地域づくり協議会(仮称)等において、自治体や他省庁と相互に連携した総合的な取り組みを検討する、また、連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する。



- 検討内容**
- ・総合流域防災協議会
 - ・水害に強い地域づくり協議会
 - ・水防連絡会
 - ・河川保全利用委員会
 - ・塔の島地区河川整備に関する検討委員会
 - ・淀川河川公園基本計画改定委員会
 - ・淀川沿川整備協議会
 - ・淀川舟運整備推進協議会
 - ・淀川管内河川レンジャー検討懇談会
 - ・淀川水面利用協議会
 - ・淀川水上オートバイ関係問題連絡会
 - ・淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会
 - ・船舶等の通行規制及び水上オートバイの利用規制
 - ・瀬田川水辺協議会
 - ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会
 - ・琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)
(猪名川流域水環境管理ワークショップ)



総合流域防災協議会

国と地方が連携して災害防止を推進するため原則として流域単位で協議会を設置
協議会では各圏域において水害・土砂災害に対する整備状況等を踏まえ、当面の課題や
整備内容の調整・整理を実施

淀川水系では以下の圏域に協議会が設置

(滋賀県)

- ・東近江、湖東、湖北、湖西
- ・大津、信楽
- ・甲賀、湖南

(京都府)

- ・桂川
- ・宇治、木津川

(大阪府)

- ・猪名川
- ・淀川

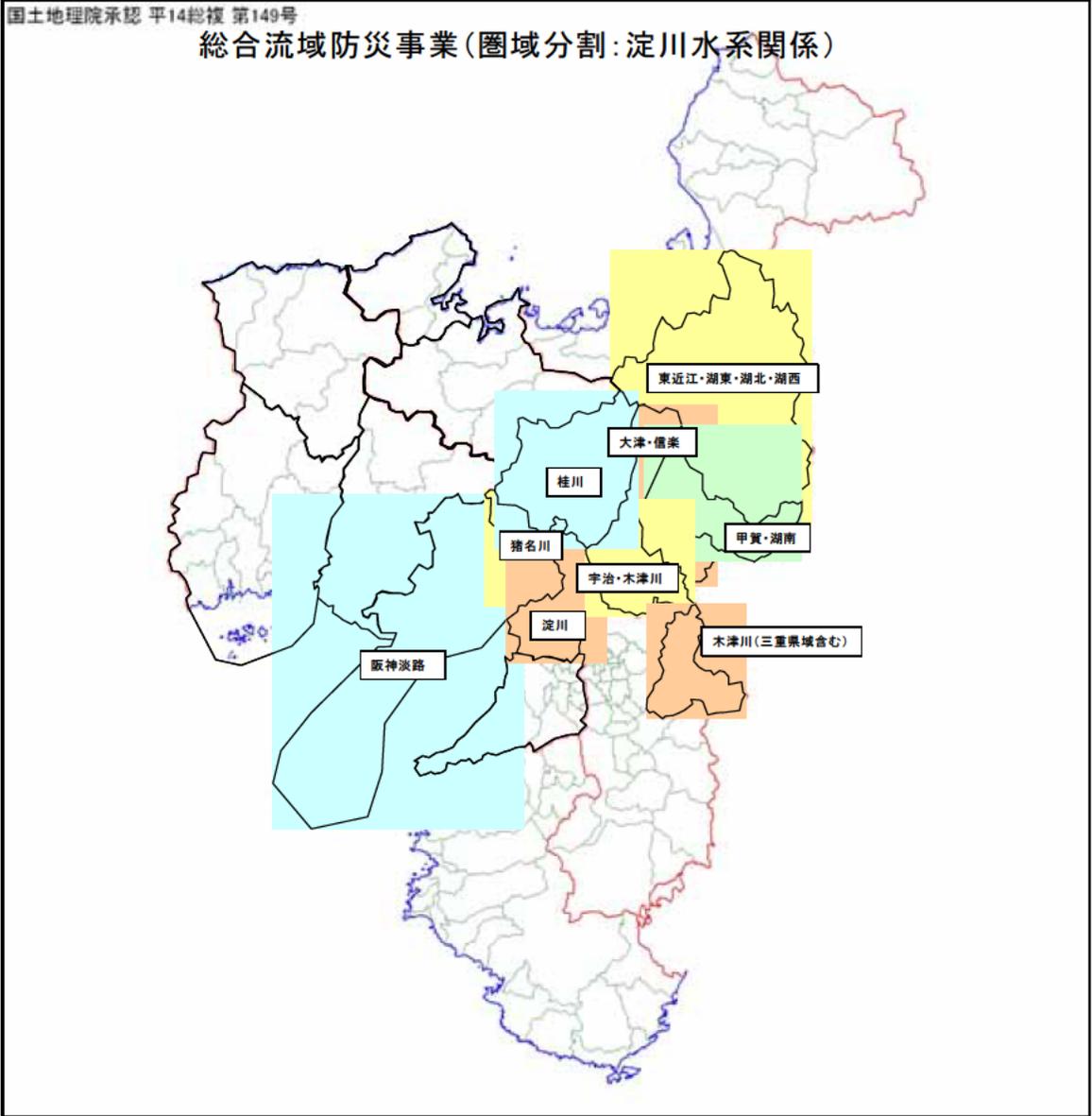
(兵庫県)

- ・阪神淡路

(奈良県、三重県)

- ・木津川

● 総合流域防災協議会

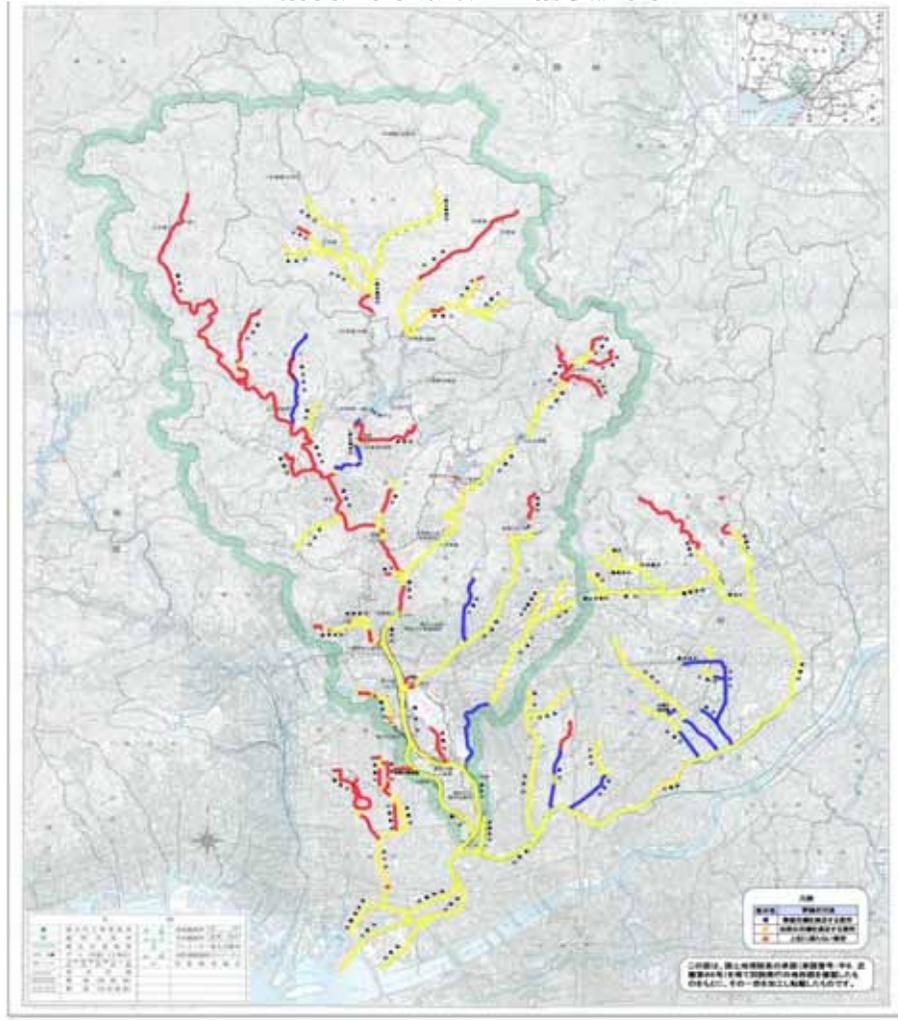


猪名川圏域総合流域防災会議

猪名川圏域(兵庫県は阪神淡路圏域の一部)については、平成17年4月に近畿地方整備局、大阪府、兵庫県で設立。

国と大阪府、兵庫県が管理している河川について、計画に対しどの程度整備が進んでいるかを示した河川整備状況図を公表。

猪名川圏域河川整備状況図



河川整備状況図とは

・流域内の国と都道府県管理の河川において、認識を共有し連携を図るための情報である、河川毎の現在の整備目標に対する整備水準を示した図です。

・評価の方法は、整備目標規模と、当面の目標に対して、整備ができているかを区分しており、整備目標を満足する箇所は「青」、当面の目標を満足する箇所は「黄」、それに満たない場合は「赤」で表しております。なお、評価できるデータのない箇所については、未表示となっています。